

議案第 5 4 号

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例

山陽小野田市税条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 条の 2 に次の 1 項を加える。

1 9 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="309 480 405 512">附 則</p> <p data-bbox="264 579 1021 611">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="215 632 517 663">第10条の2 (略)</p> <p data-bbox="215 684 450 716">2～18 (略)</p> <p data-bbox="215 737 1077 817"><u>19 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</u></p>	<p data-bbox="1200 480 1296 512">附 則</p> <p data-bbox="1155 579 1912 611">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="1106 632 1408 663">第10条の2 (略)</p> <p data-bbox="1106 684 1341 716">2～18 (略)</p>